

# 軍事的安全保障研究をめぐる現状と課題 アンケートの分析結果から

第一部会員、科学者委員会委員  
東京大学社会科学研究所  
佐藤 岩夫

1

## 報告の構成

1. 日本学術会議「『軍事的安全保障研究に関する声明』についてのアンケート」の概要
2. アンケートの主な集計結果
3. 集計結果および自由回答に見られる課題  
(⇒パネル・ディスカッションの論点)

### 〈注記〉

- 集計結果の詳細は別紙『結果報告』を参照。本スライド中の表番号は、『結果報告』の対応する表の番号を指す。
- アンケート実施後、新たな取り組みが行われているが(京都大学、琉球大学、名古屋大学等)、本報告はアンケートの回答の範囲に限定する。

# アンケートの目的と概要

調査名	日本学術会議「『軍事的安全保障研究に関する声明』についてのアンケート」
調査の目的	日本学術会議声明「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年3月24日)の発出から約1年が経過した時期に、①「声明」についての大学等研究機関の受けとめ、および、②軍事的安全保障研究に関する各研究機関の対応の実状を明らかにする。
調査実施時期	2018年2月9日～同3月20日
調査実施主体	日本学術会議科学者委員会
調査対象	全国の国公私立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、民間の独立の研究機関のうち、 ① 科研費の交付金額の多い上位150位までの大学・研究機関 ② ①以外のすべての国立大学 ③ ①以外のすべての国立研究開発法人。 合計183機関。
調査方法	上記の調査対象機関に対して郵送にて調査協力依頼を行ったうえで、回答は、各機関が、内閣府・共通意見等登録システム(Nopi)上に開設した回答画面に入力する方法で実施(不正アクセスやなりすまし等を防止するため、調査対象機関には、個別にパスワードを発行)。

3

## 回収数・回収率

回収率は全体で74%、とくに国公立大学は86%と高い。

軍事的安全保障研究をめぐる問題およびそれについての学術会議の取り組みが、大学等研究機関にとって重要な関心となっていることがうかがわれる。

	調査対象 機関数	回答機関 数	回収率 (%)
国公立大学	99	85	85.9
私立大学	44	31	70.5
大学共同利用機関	9	6	66.6
国立研究開発法人等	31(27)	13(12)	41.9
合計	183	135	73.8

(注)国立研究開発法人等には、国立研究開発法人のほか、その他の国の研究所、自治体の研究所を含む。()内の数字は国立研究開発法人の数(内数)。

4

# アンケート質問の構成

## 問 I 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等

- ・問 I : 基本原則・方針等の有無
- ・「ある」⇒原則・方針等を設けた時期、内容
- ・「検討中」⇒内容

## 問 II 「声明」への対応、軍事的安全保障研究についての審査制度の有無

- ・問 II-1:「声明」への対応の有無・内容
- ・問 II-2:軍事的安全保障研究についての審査制度の有無
- ・「ある」⇒それを設けた時期、内容
- ・「検討中」⇒結論を得る時期の見通し
- ・「検討していない」⇒理由

## 問 III 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」について

- ・問 III-1:「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことの有無
- ・問 III-2:「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続等の有無
- ・「ある」⇒内容、それを設けた時期(「声明」との先後)
- ・「検討中」⇒結論を得る時期の見通し
- ・「検討していない」⇒理由

## 問 IV 「その他の防衛省等との研究協力」について

- ・問 IV-1:「その他の防衛省等との研究協力」の実施の有無(最近10年間)
- ・問 IV-2:「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する方針・審査手続の有無
- ・「ある」⇒内容、それを設けた時期(「声明」との先後)
- ・「検討中」⇒結論を得る時期の見通し
- ・「検討していない」⇒理由

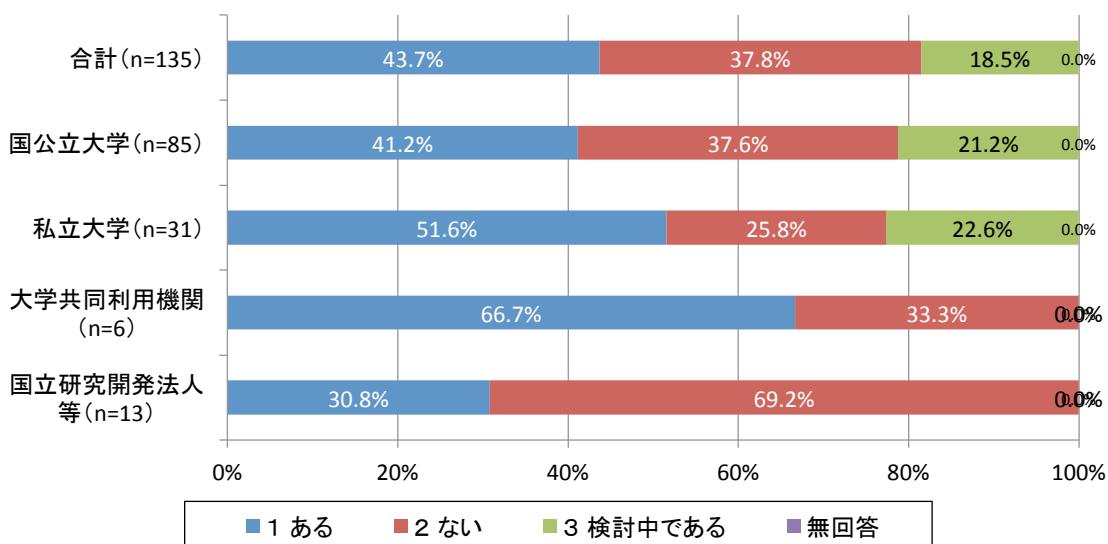
## 問 V 自由回答

- ・「声明」「軍事的安全保障研究」「軍事と学術との関わり方」等についての意見や考え方

5

## 軍事的安全保障研究に関する 基本原則・方針等の有無(表 I (a))

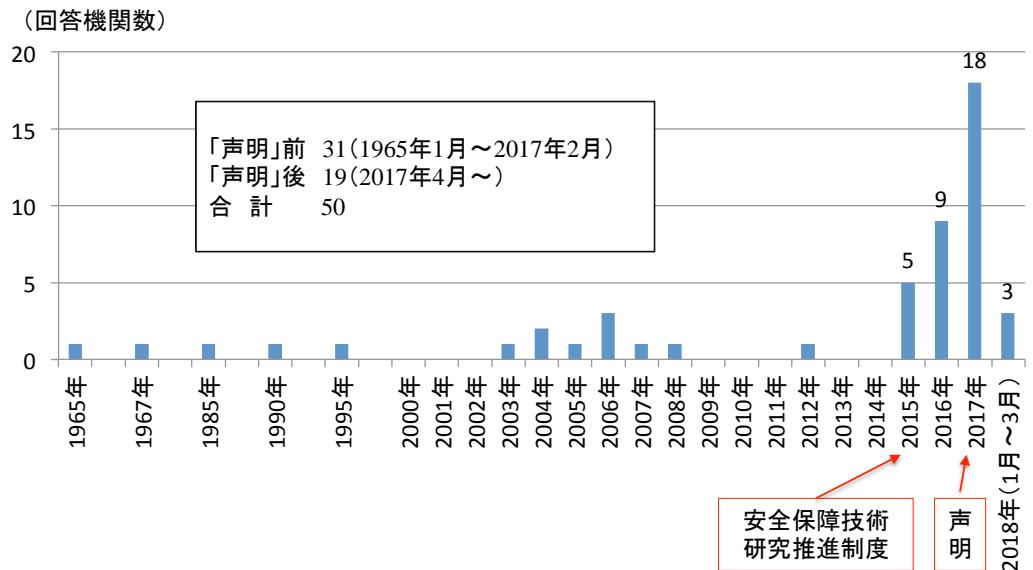
基本原則等が「ある」と回答したのは全体の約4割、「検討中」が約2割  
国立研究開発法人等では「ない」が約7割と多い



6

# 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等 が設けられた時期(表Ⅰ付問1)

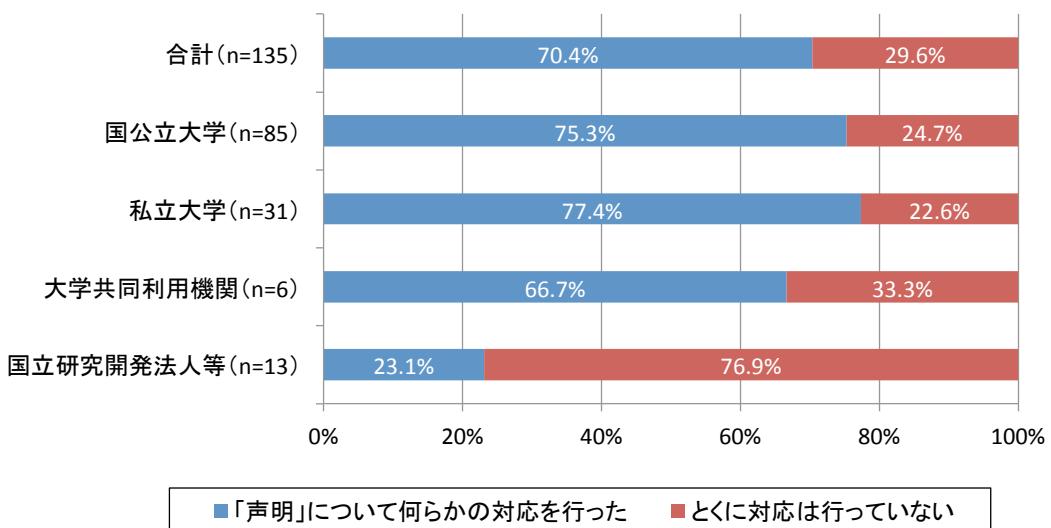
学術会議の審議および「声明」のインパクト  
同時に、戦後日本の大学等研究機関の長期にわたる取り組みも注目



7

## 「声明」への対応(表Ⅱ-1(a))

全体では約7割が何らかの対応  
「とくに対応は行っていない」は約3割にとどまる  
ただし、国立研究開発法人等に特徴



(注)対応の具体的な内容については、別紙『結果報告』表Ⅱ-1(a)参照。

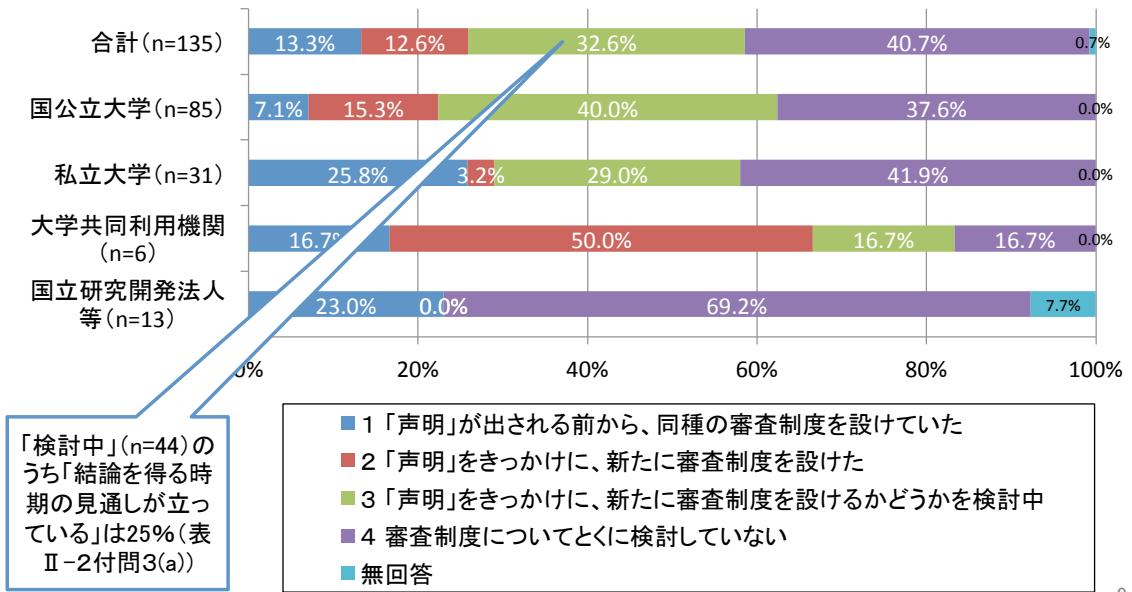
8

## 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無(表Ⅱ-2(a))

審査制度を設けているのは全体で約3割

(ただし、数字の読み取りには後述の注意点)

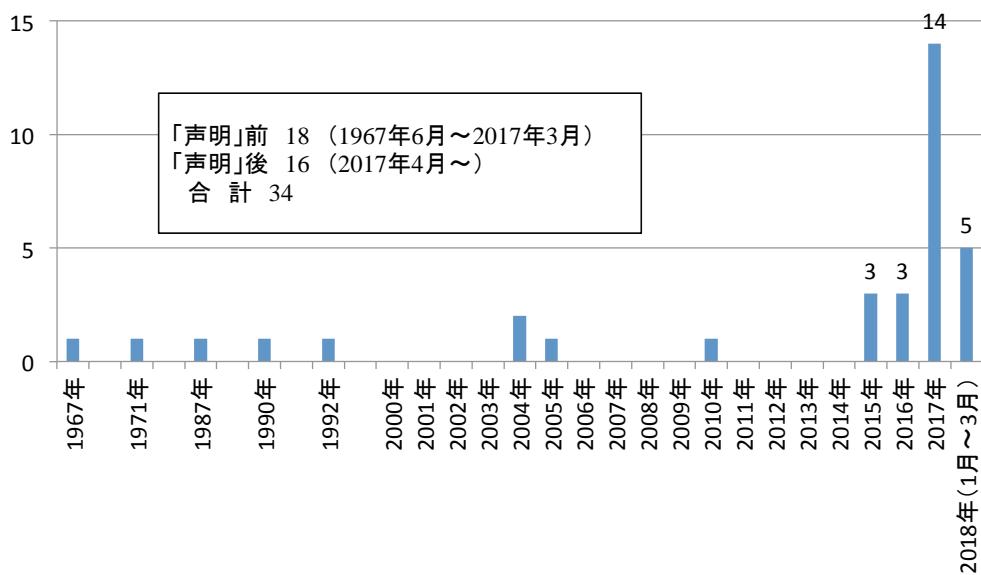
「声明」をきっかけに「新設」または「検討中」が多い。国公立大学は5割以上



9

## 軍事的安全保障研究についての審査制度が設けられた時期(表Ⅱ-2付問1) 学術会議の審議および「声明」のインパクト

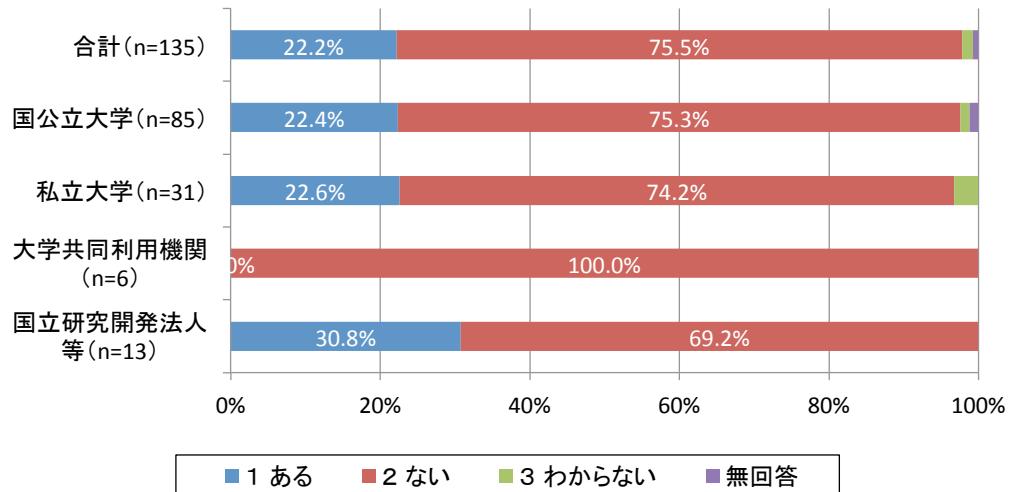
(回答機関数)



10

## 「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことの有無(表III-1(a))

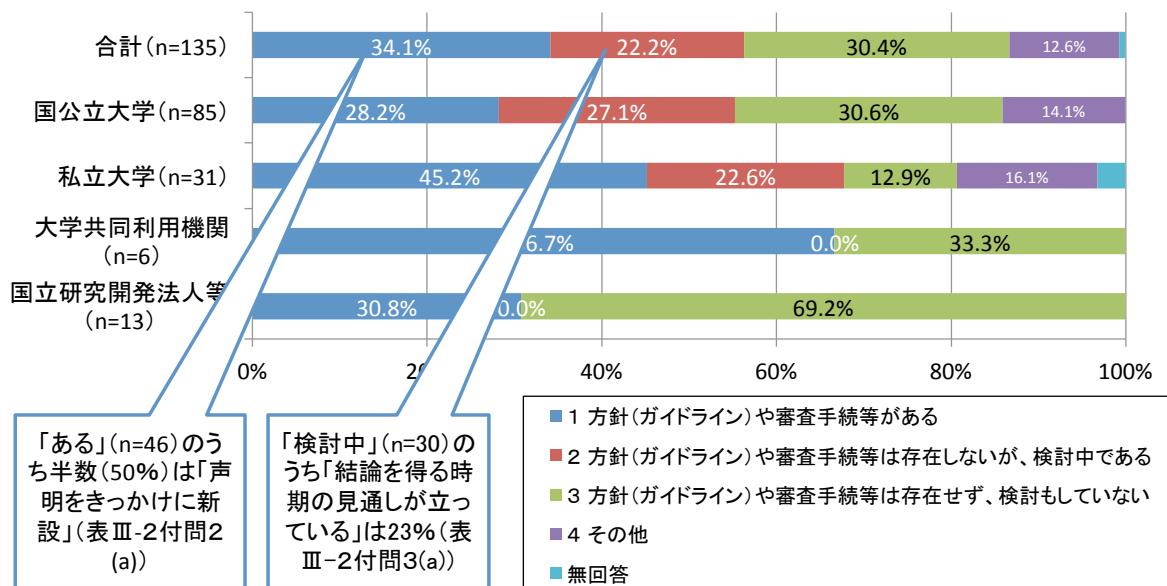
回答機関の約2割が「ある」



11

## 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の有無(表III-2(a))

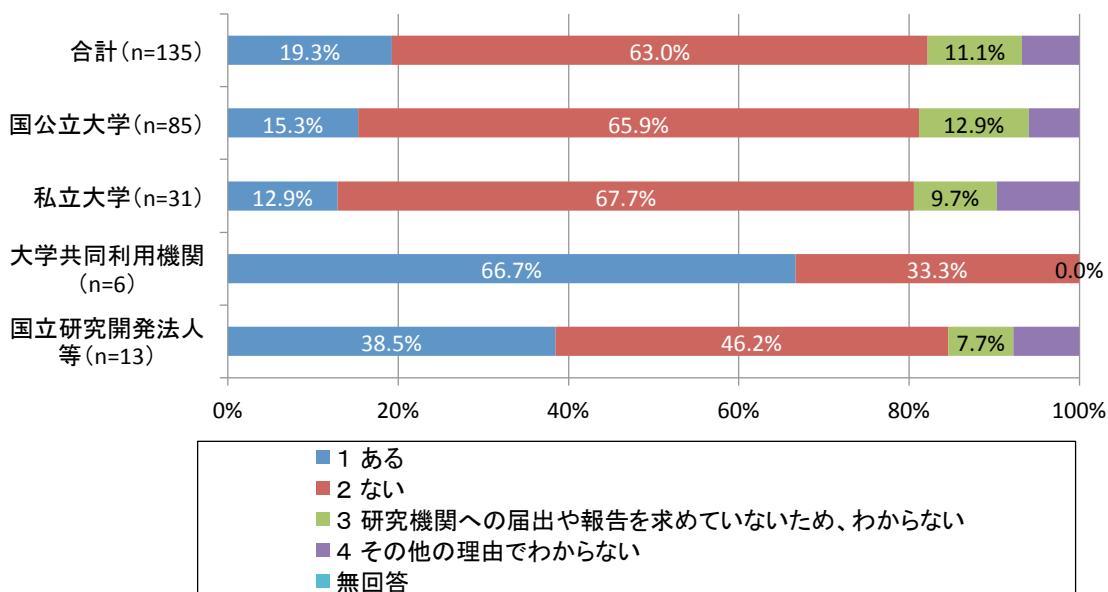
全体で過半数(56%)が「ある」または「検討中」  
「存在せず検討もしていない」は約3割。ただし、国立研究開発法人は多い。



12

## 「他の防衛省等との研究協力」実施の有無(表IV-1(a))

回答機関の約2割が「ある」。大学以外で「ある」が多い。

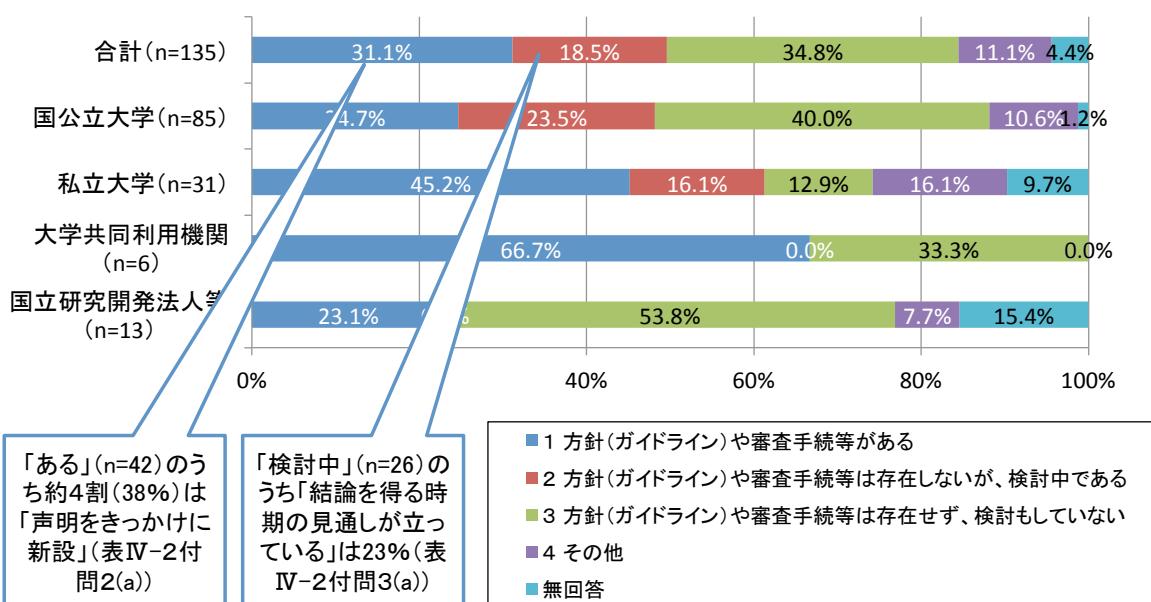


13

## 「他の防衛省等との研究協力」実施に関する方針・審査手続の有無(表IV-2(a))

全体で約5割が「ある」または「検討中」

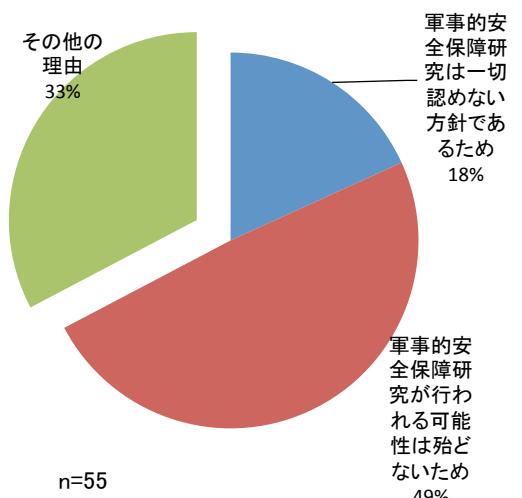
「存在せず検討もしていない」は3分の1。ただし、国立研究開発法人は多い。



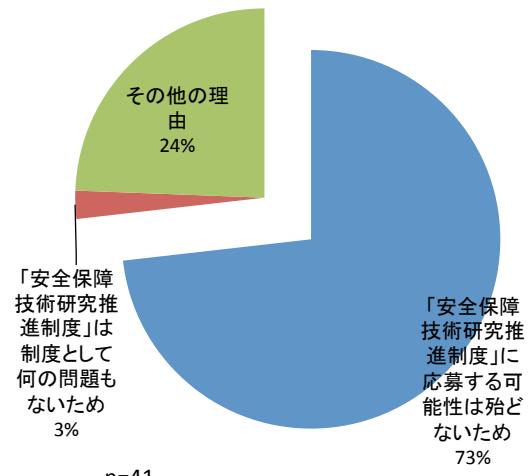
14

## 各種制度・手続等を創設・検討していない理由 実質的必要性がないとの回答が多い

軍事的安全保障研究についての  
審査制度を検討していない理由  
(表Ⅱ-2付問4(a))

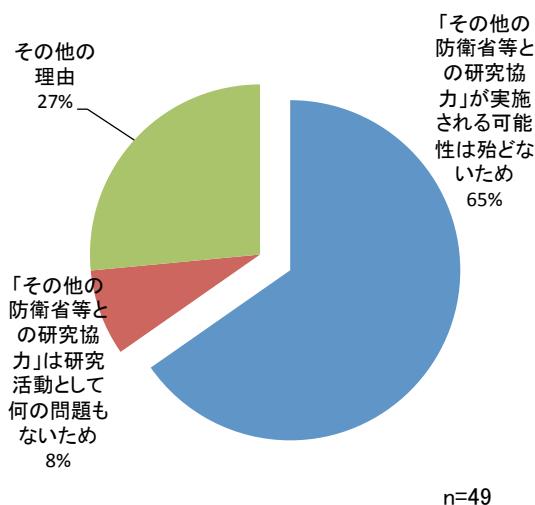


「安全保障技術研究推進制度」応募  
に関する方針・審査手続を検討して  
いない理由(表Ⅲ-2付問4(a))



15

「その他の防衛省等との研究協力」  
実施に関する方針・審査手続を検討  
していない理由  
(表Ⅳ-2付問4(a))



- 「検討していない」理由が、「軍事的安全保障研究は一切認めない」「軍事的安全保障研究、安全保障技術研究推進制度への応募、その他の防衛省等との研究協力の可能性は殆どない」である機関が相当数あるとすれば、各種制度・手続等の有無(Ⅱ-2、Ⅲ-2、Ⅳ-2)の結果の解釈には注意が必要。
- 単純に「審査制度を設けているのは3割にとどまる」ともいえない。

16

## 研究機関ごとの特性①

### 研究大学(暫定的にRU11で集計)

- 研究大学(n=10)は、軍事的安全保障研究にかかる方針・手続等について既に制度を設けているか、あるいは検討中との回答が多い。
  - 軍事的安全保障研究についての基本原則・方針等が「ある」が6割と多い(表I-(b))
  - 軍事的安全保障研究の審査制度について「声明が出される前から同種の審査制度を設けていた」が4割と多い。「検討中」も5割にのぼり、「とくに検討していない」は1割にとどまる(表II-2(b))
  - 「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことが「ある」が4割と多い一方(表III-1(b))、同制度への応募に関する方針・審査手続について「ある」と「検討中」を合わせて9割(表III-2(b))
  - 「その他の防衛省との研究協力」の実施が「ある」が4割と多い(表IV-1(b))。実施に関する方針・審査手続について「ある」と「検討中」を合わせて9割(表IV-2(b))
  - 背景:研究大学は軍事的安全保障研究との接点が大きい。
- 声明への対応として「執行部レベルでの報告・審議」が6割、「独自の検討組織(WG等)の設置」が4割と、ハイレベルあるいは組織的な対応が多いのも特徴(表II-1(b))

17

## 研究機関ごとの特性②

### 大学共同利用機関・国立研究開発法人

- 大学共同利用機関法人(n=6)
  - 全体として、大学、特に研究大学と似た傾向。
  - ただし、「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことが「ある」の回答がゼロである一方(表III-1(a))、「その他の防衛省との研究協力」の実施が「ある」が6割と多い(表IV-1(a))点に特徴。
- 国立研究開発法人等(n=13)は、いくつかの点で大学と異なる特徴。
  - 回収率が約4割と低い。
  - 軍事的安全保障研究についての基本原則・方針等が「ある」が約3割と少ない(表I-(a))
  - 声明について「とくに対応は行っていない」が7割以上で際だって多い(表II-1(a))
  - 軍事的安全保障研究の審査制度について「とくに検討していない」が約7割と際だって多い(表II-2(a))
  - 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続について「存在せず、検討もしていない」が約7割と際だって多い(表III-2(a))
  - 「その他の防衛省との研究協力」実施に関する方針・審査手続について「存在せず、検討もしていない」が54%と多い(表IV-2(a))
  - この問題についての国立研究開発法人の難しい立場がうかがわれる。

18

# 小括：集計結果のまとめ

- ① 「声明」についての大学等研究機関の受けとめ
  - 回収率の高さ(全体73.8%、国公立大学85.9%)
  - 「声明」について回答機関の約7割が何らかの対応。
  - 「声明」あるいはそれに向けた学術会議の審議をきっかけとする、各種制度・方針・手続等の創設、検討作業の開始。
  - 総じて、「声明」は大学等研究機関によって真摯に受けとめられている。
- ② 軍事的安全保障研究に関する各研究機関の対応の実状
  - 「声明」をきっかけとして軍事的安全保障研究に関する各種制度・方針・手續等を創設ないし検討する動きが着実な広がり。
  - ただし、「検討中」については「結論を得る具体的見多しが立っている」の回答は概ね4分の1程度にとどまる。自由回答を見ると、その理由は、「他大学ないし学術会議の議論を参考にしたい」「様々な議論があり一つにまとめるのが困難」など。
  - 研究機関ごとの特性。大学と国立研究開発法人の違い。

19

## 自由回答に見られる課題① 「声明」の基本的立場について

自由回答	<ul style="list-style-type: none"><li>○「声明」への賛同の意見も多かった一方で、</li><li>○「日本学術会議の声明には現実と乖離している点があると感じる」との率直な意見: ①軍事的安全保障研究の定義が不明確。②声明で言及し危惧している「安全保障技術研究推進制度」への見解についても、事実誤認といえる箇所（制度の目的、防衛装備庁職員による進捗管理の評価、研究成果の公開性の担保）。</li><li>○「資金が防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』であっても、その研究の目的や成果が社会や平和への貢献であるならば、問題はないと考える。」</li></ul>
「声明」の立場（「報告」も参照）	<ul style="list-style-type: none"><li>○日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事的安全保障研究の拡大・浸透が、学術の健全な発展に及ぼす影響である。</li><li>○軍事的安全保障研究の分野では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が大きくなる懸念がある。</li><li>○防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」は、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合が大きい。</li></ul>

20

## 自由回答に見られる課題②

### 「軍事的安全保障研究」概念をめぐって

自由回答	<p>○「声明」が示す「軍事的安全保障研究」の用語をそのまま学内の方針、申し合わせ等に採用する機関がある一方、</p> <p>○「<b>軍事的安全保障研究の定義が不明確である。</b>…どのような要件が揃えば軍事的安全保障研究となるのかを示してほしい。研究の自由を制限する以上、少なくともやってはいけない行為を明確に定めておく必要がある。」「最先端の研究はデュアルユースである。技術に境界線はなく、軍事研究を定義づけることは実質不可能では。」</p> <p>○「国の軍事的安全保障研究の軍事研究の範囲や定義が曖昧で不明確であるため、本学では軍事に関係する事象については一切禁止の対応を取った。」</p>
声明の立場（「報告」も参照）	<p>○民生的研究と軍事的安全保障研究との区別が容易でないのは確か。それは科学技術につきまとう問題。</p> <p>○軍事的な手段による国家の安全保障の分野にかかわる研究を「軍事的安全保障研究」と呼ぶ。</p> <p>○軍事的安全保障研究に含まれうるのは、ア)軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ)研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ)研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である。</p>

21

#### (参考)「軍事的安全保障研究」に関連する 各回答機関の定義ないし取り組み例 (自由回答のほか、回答に添付された規則類も参照した)

- ・ 「軍事への寄与を目的とする研究は行わない。」
- ・ 「**米国国防総省が調達規定として設けている「研究、開発、試験及び評価(RDT&E)」コード「6.1」(科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究を指す。)に該当するあるいはこれに準じる内容である場合**」は許容する。
- ・ 「**軍事利用を直接に研究目的とする科学的研究**」は受け入れないが、「科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究に該当する内容」の場合は受け入れる可能性。
- ・ 研究の審査項目として「戦争を目的とした研究ではないこと」。
- ・ ガイドラインの対象として「軍事防衛を所管する公的機関及び軍事防衛を事業目的とする企業等からの研究助成及びそれらとの共同研究」。
- ・ 「軍事関連装備品の設計・開発を目的とせず、科学的発見等を目的とした研究であること」を応募を認める要件とする。
- ・ 軍事利用を直接目的とする研究(行わない)／国内外の軍事を所管する公的機関からの資金提供を受けて行う研究(原則として行わない)／その他研究成果が軍事利用される蓋然性の認められる研究(その適切性について審査)を区分。

22

## (参考)「軍事的安全保障研究」概念に関連する各回答機関の定義ないし取り組み例(続き)

- 「軍事研究」の定義として、「武器・防衛装備品の開発、またはそれへの転用を目的とした研究を指し、政治学、平和学等における戦争や軍事を対象にした研究までを含むものではない。」
- 「軍事利用・人権抑圧等平和に反する内容を目的とする社会連携活動は一切行わない。」
- 学外機関等との間で学術研究連携等を行うにあたり準拠すべき基本原則として、「世界の平和および人類の福祉に貢献する研究を行うものとし、軍事研究および軍事開発は行わないこと」をあげる。
- 学外交流の決定・運用の基準として「自由・民主・公開・平和」をあげ、「平和利用」の基準として「(1)軍事開発や人権抑圧など反人類的内容を目的とする教育研究は行わ」ず、「(2)交流による研究成果が、明白に(1)の目的で利用されるものでないこと。」
- 「軍事利用を直接の目的とした研究は行わず、協力もしない。」
- 「軍事技術及び武器・兵器等の開発・応用に直接繋がる研究ではないこと。一般的に社会から非人道的な研究と判断されるような研究でないこと。研究者の意思で研究成果が公開でき、知的財産権が回答研究機関に帰属すること。」
- 承認審査の観点として「デュアルユースであっても、ただちに武器・兵器の開発やその他軍事利用に直接繋がらないもの。」

23

## 自由回答に見られる課題③ 入口(資金の出所)と出口(研究成果の応用)

自由回答	○「研究には、平和目的にも軍事目的にも利用され得る両義性が本質的に存在する。そのため、予算の配分機関や共同研究先、基礎研究か否かといった観点での、研究の入り口における制限では、研究成果の軍事利用の抑止にならない。またそれは、研究は本来自由なものであるという原則にも反する。よって、入り口の制限ではなく、成果の公開を前提とした、学術・研究者コミュニティにおける、研究成果の軍事利用防止に向けた継続的議論こそが最も重要である。」
声明の立場(「報告」も参照)	○科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。

24

## 自由回答に見られる課題④ 学問の自由

自由回答	<p>○「研究には、平和目的にも軍事目的にも利用され得る両義性が本質的に存在する。そのため、予算の配分機関や共同研究先、基礎研究か否かといった観点での、研究の入り口における制限では、研究成果の軍事利用の抑止にならない。またそれは、<b>研究は本来自由なものであるという原則にも反する。</b>」(再掲)</p> <p>○「教員の自由意志により実施される研究は、つねに自己責任において実施されなければならない。」</p>
声明の立場(「報告」も参照)	<p>○学術研究が、政治権力によって制約されたり政府に動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえつつ、学術研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保される必要がある。</p> <p>○研究の適切性について、学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティが規範を定め、コミュニティとして自己規律を行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない。</p> <p>○人権・平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして研究の適切性を判断し、自己規律を行うことを通じて、それらの価値の実現を図ることは、科学者コミュニティの責務である。</p>

25

## 自由回答に見られる課題⑤ 審査制度等の「標準モデル」、共通の指針

自由回答	<p>○「個別の大学毎に方針(ガイドライン)や審査手續等を制定すると、大学間に軋みが生じることにならないか懸念される。」</p> <p>○「日本学術会議として<b>具体的な判断基準</b>を示してほしい。」</p> <p>○「審査制度や審査手続きについての<b>標準モデル</b>を示すことを、日本学術会議に期待する。」</p> <p>○他方、研究機関の自主的取り組みの意見も、「学術会議の声明は基本的にはこれを尊重すべきと考えている。そこに示されているように、大学は組織として制度を持つべきであるとともに、研究者個人も倫理的責任を認識して研究に取り組むべきであろう。この考えに沿って、本学が10年前から持っていた要領などは社会情勢の変化や学術会議の『声明』なども考慮に入れた形で、改めて制度の設計を進めている。」</p>
声明の立場(「報告」も参照)	<p>○大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。</p> <p>○上記の前提にある「大学の自治」、研究機関の多様性</p>

26

## 自由回答に見られるその他の課題

- 科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民性的な研究資金の充実
- 外国の軍隊等の資金提供、产学協同
- 回答機関のミッションとの関係：
  - 宇宙基本法「我が国の安全保障」、宇宙基本計画「宇宙安全保障の確保」
  - 情報学研究の特性(情報セキュリティ・AIと安全保障の関係等)

27

## パネル・ディスカッションの 論点

1. 「軍事的安全保障研究」
2. 入口(研究資金の出所)と出口(研究成果の応用)
3. 「学問の自由」
4. 審査制度等の「標準モデル」「共通の指針」
5. その他